



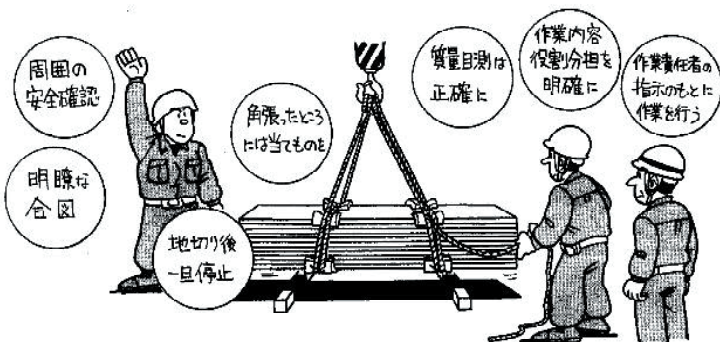
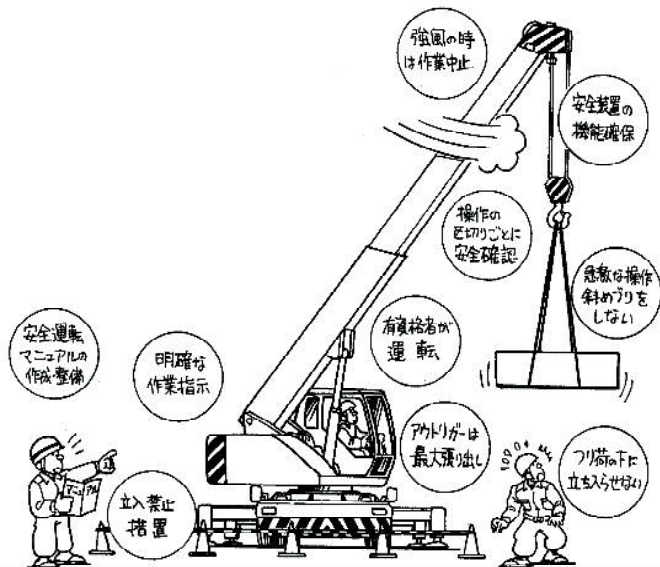
## 9月30日は「クレーンの日」

### 「高めよう職場の安全管理 なくそうクレーン災害」

「クレーンの日」は、昭和55年（西暦1980年）に設定されて以来、（社）日本クレーン協会の主唱でクレーン等関係者により、クレーン等による労働災害の防止を目的として様々な活動が行われています。

今年も関係者に「クレーンの日」のポスター（右写真）や小冊子を配布したり、「クレーンの日」には全国クレーン安全大会や安全競技大会、優良事業場の見学会及び表彰等が実施される予定です。

近畿地方整備局の直轄請負工事においても、クレーン付きトラックやラフタークレーンによる事故が昨年度で9件発生しており、今年度もすでに4件発生しています。これまでの事故例では、クレーンのブームが架空電線に接近・接触して停電になったり作業員が感電した事故（裏に関連記事）、警報装置を切っていた為に過荷重で転倒した事故、アウトリガーの張出量や地盤不良で転倒した事故、交通誘導員が上部旋回体に押し潰された事故などがあります。



## 高圧電線に対する注意

現場周辺に高圧線（高電圧がかかっている架空電線）が存在する場合には、作業上の注意が必要となります。クレーンや高所作業車はもとより、ダンプの荷台、バックホウのアームなど、高所まで機体が届く建設機械を使用する場合には、必ず高圧電線との接触防止措置や、離隔距離が確保出来るか検討しておかなければなりません。↗

### [ 土木工事安全施工技術指針 ]

#### 4章 機械・装置・設備一般

##### 2節 建設機械の運用

##### 2. 使用取扱環境

- (4) **接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。**

電路の電圧（交流）	離隔距離
特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増やすごとに20cm増し
高圧(7,000～600V)	1.2m以上
低圧(600V以上)	1.0m以上

### [ 建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編 ]

#### 第87 機械類の使用及び移動

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、**架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようしなければならない。**

↗特に**2万ボルトを超えるものについては、電線の周囲に帯電域があるため、2m以上の離隔（関西電力株が配布している冊子「移動式クレーン等電気事故防止のお願い」より）を取らなければアーク放電が発生し、電線に接触しなくても近くの人が感電したり、電線が切断される場合があります。**

- 3 施工者は、架線、構造物若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合には、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

### [ 労働安全衛生規則 ]

第349条（工作物の建設等の作業を行う場合の感電の防止）

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに付帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該**充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは**、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

## 8月の事故速報

（平成15年8月31日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
8月9日 14:40	和歌山県	遮音壁設置工事において、高架橋に設置されている遮音壁の既設アンカーボルトの孔を拡張していたところ、橋梁下面のコンクリートが欠け落ちて道路を通行する一般車に接触した。 〔物損：一般車 後部ガラス全損〕
8月11日 9:10	福井県	舗装修繕工事において、片側交互通行規制を行っていたところ、停車していた一般車に後続車が突突する第三者同士の事故が発生した。 〔物損：一般車 2台 車体一部損傷〕
8月13日 1:50	大阪府	舗装修繕工事において、片側交互通行規制を行っていたところ、停車誘導を行っていた交通誘導員に走行して来た飲酒運転の原付バイクが接触し、転倒した。 〔交通誘導員：顔面打撲、右肩挫創〕
8月18日 15:00	福井県	舗装修繕工事において、鋼矢板を打設していたところ、埋設されていた上水道のヒューム管とVP管を切断し、民家2戸が断水になった。 〔物損：600L用管 VP75管 切断〕
8月21日 20:10	和歌山県	橋梁下部工事において、迂回路分岐に設置していた保安施設に走行して来た一般車が接触した。 〔物損：仮設ガードレール クッションゴム 損傷〕
8月22日 11:35	大阪府	道路維持作業において、管内の不占看板を撤去する為に、作業車を路肩に停めて作業員が助手席側の扉を少し開けたところ、路肩を走行して来た原付バイクのミラーが接触した。 〔物損：原付バイクのミラー 損傷〕

発生日時	発生場所	事故の状況
8月23日 1:15	大阪府	管渠清掃作業において、跨道橋の管渠を清掃していたところ、汚水が橋梁下の道路に流れ出して通行中の一般車にかかった 〔物損：一般車 車体に細かいキズ〕
8月23日 14:00	和歌山県	橋梁下部の補修工事において、作業員が小型ブレーカーで橋台の一部を取り壊していたところ、誤ってブレーカーを自らの足に当てた。 〔作業員：右足親指骨折 全治60日〕
8月25日 11:50	兵庫県	電線共同溝設置及び歩道整備工事において、走行車線を規制して仮歩道を設置していたところ、作業員が仮歩道を通行していた一般者（自転車）と接触した。 〔一般者：左膝、左肘打撲、腰部捻挫〕
8月26日 15:00	兵庫県	電線共同溝設置及び歩道整備工事において、歩道を平板舗装にする為に土砂の撤去をバックホウで行っていたところ、バケットで埋設されていた上水道管を破損させ、民家1戸が断水になった。 〔物損：上水道管 30mm 破損〕
8月30日 8:50	奈良県	ダム湛水試験に係る観測業務において、巡視の為の仮設階段を設置する為、50t吊ラフタークレーンで資材を搬入していたところ、クレーンが転倒し、運転手が運転席から脱出する際に負傷した。 〔重機運転手：左上腕挫傷等 全治1週間〕
8月30日 9:00	京都府	道路改良工事において、鉄筋加工場で作業員が鉄筋を切断機に送り込む際に、指を鉄筋と切断機の間に挟めて負傷した。 〔作業員：右小指挫創、爪剥離 全治10日〕